

建築士事務所の技術者人件費等について

業務・技術委員会では、建築士事務所の業務報酬の算定基礎資料の一要素である直接人件費のうち、技術者の人件費に係る資料を毎年提供しています。

技術者の人件費は、過去に提供してきたデータからも読みとれますが、建築士事務所の規模・業態または地域性によって技術者を雇用するため必要とした人件費に差があります。各建築士事務所において、それぞれの状態に応じた業務報酬算定の基礎資料の一部となる1日当たりの技術者日額を把握しておくことが必要でしょう。

○技術者日額および直接人件費の考え方

建築士事務所に勤務する技術者へ1年間に支払った給与・諸手当・賞与等の金額に社会保険料等の年間合計額をその技術者の労働日数で除せば、1日当たりの技術者日額の目安が出ます。また、年間労働時間で除せば、1時間当たりの技術者単価の目安が出ます。

受託した業務を担当する技術者の必要業務日数または必要業務時間を1年間に累計し、担当技術者の日額または時間単価を乗じて得た額の総和が、国土交通省告示第98号で示されている直接人件費となります。

参考として、厚生労働省の統計資料の中で公表されている「賃金構造基本統計調査結果」（平成30年に実施した調査結果）の1級建築士の賃金データを以下の表に示しましたのでご参考にしてください。

賃金構造基本統計調査（1級建築士）

区分	企業規模計(10人以上)						
	年齢	勤続年数	実労働時間数		決めて支給する現金給与額	年間賞与その他特別給与額	労働者数
			所定内	超過			
歳	歳	年	時	時	千円	千円	十人
男	50.3	16.3	172	13	457.4	1910.7	1983
20～24	24.5	1.5	163	2	202.2	426.5	3
25～29	28.7	5.8	175	44	405.4	1839.9	106
30～34	33.2	8.5	174	35	438.3	2330.7	150
35～39	37.5	10.0	175	24	438.5	1728.7	161
40～44	42.0	14.7	171	11	507.7	2988.6	326
45～49	46.9	16.1	170	9	504.1	2341.3	246
50～54	51.8	20.5	174	11	557.0	2693.9	193
55～59	57.3	22.1	179	11	475.6	1486.2	240
60～64	62.8	20.7	167	3	422.5	1004.2	308
65～69	67.1	16.6	169	4	343.9	962.9	187
70～	74.7	20.3	167	3	339.2	761.2	63
女	41.2	10.9	166	16	378.3	1030.7	221

区分	1000人以上						
	年齢	勤続年数	実労働時間数		決めて支給する現金給与額	年間賞与その他特別給与額	労働者数
			所定内	超過			
歳	歳	年	時	時	千円	千円	十人
男	42.6	17.6	167	25	555.5	3690.8	544
20～24	-	-	-	-	-	-	-
25～29	29.2	6.4	175	77	503.4	2829.6	51
30～34	33.4	9.9	170	47	509.0	3102.3	81
35～39	36.8	11.8	166	46	516.1	2732.6	48
40～44	41.5	17.0	164	7	567.5	4232.7	149
45～49	46.2	20.1	168	8	565.3	4092.8	82
50～54	51.5	25.9	165	17	638.3	4349.9	87
55～59	57.3	31.4	165	4	680.0	4059.1	23
60～64	62.4	33.2	160	1	389.8	2189.5	18
65～69	65.9	33.0	165	0	307.5	980.0	5
70～	-	-	-	-	-	-	-
女	40.2	14.7	157	19	419.5	2248.1	45

区分	100～999人						
	年齢	勤続年数	実労働時間数		決めて支給する現金給与額	年間賞与その他特別給与額	労働者数
			所定内	超過			
歳	歳	年	時	時	千円	千円	十人
男	49.4	16.3	173	12	444.8	1843.7	407
20～24	24.5	1.5	146	11	221.3	501.5	1
25～29	28.6	3.7	170	19	331.9	981.2	24
30～34	32.8	7.6	178	22	393.2	1982.7	25
35～39	37.8	9.9	184	14	413.8	1340.6	57
40～44	42.1	11.8	183	10	464.4	2529.7	76
45～49	47.7	12.6	173	11	511.6	2717.1	44
50～54	51.1	15.8	176	7	689.1	2314.6	17
55～59	57.5	27.9	181	22	548.3	2220.9	40
60～64	62.9	25.6	161	8	381.1	1248.9	81
65～69	67.3	18.8	151	7	311.2	1002.9	38
70～	75.9	38.3	179	0	1140.2	4553.2	5
女	42.3	6.9	168	18	349.4	1081.8	55

区分	10～99人						
	年齢	勤続年数	実労働時間数		決めて支給する現金給与額	年間賞与その他特別給与額	労働者数
			所定内	超過			
歳	歳	年	時	時	千円	千円	十人
男	54.7	15.5	174	7	410.6	998.7	1032
20～24	24.5	1.5	168	0	197.0	406.0	2
25～29	27.9	6.4	179	9	299.5	859.7	31
30～34	33.2	6.4	177	19	333.5	1105.1	44
35～39	37.7	8.7	173	14	397.4	1266.7	56
40～44	42.6	13.4	172	16	452.3	1499.4	101
45～49	47.1	14.6	169	8	459.9	1016.1	121
50～54	52.3	16.1	184	6	451.9	1153.7	89
55～59	57.3	19.6	180	9	432.8	988.5	177
60～64	62.9	17.7	170	1	441.3	805.7	209
65～69	67.1	15.5	173	3	353.6	952.0	145
70～	74.6	18.9	166	4	274.1	453.3	58
女	41.1	11.3	169	14	375.9	548.4	120

*所定内実労働時間数：平成30年6月1日～6月30日までの間の総実労働時間数から超過時間数を差し引いた時間数。

決めて支給する現金給与額：上記と同期間の間に支給された現金給与額。所得税、社会保険料などを控除する前の額。

年間賞与その他特別給与額：平成29年1月～12月までの1年間における賞与、期末手当等特別給与額。

[補足] 毎月勤労統計調査速報によると産業分類による建設業（規模5人以上）の所定内給与の対前年同月比は、平成31年4月は+2.4%、5月は+1.4%、6月は+2.4%となっています。